

事 務 連 絡  
平成17年12月21日

D P I 北海道ブロック会議  
議 長 西 村 正 樹 様

北海道保健福祉部総務課総括グループ  
主 査 澤 口 敏 明

障害者施策推進に関する要望及び意見書の提出について（回答）  
平成17年10月27日に提出のありました標記要請について、別添のとおり回答要旨  
をとりまとめたので送付します。

〔 総括グループ  
011-231-4111(内25-111) 〕

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	1(1)		
1	<p>障害者施策の基本的な理念と方向性について</p> <p>(1) 身体、知的、精神障害者だけでなく難病や発達障害者等、制度の間にある障害者を含めた施策の推進を図るとともに、障害当事者の声とそのニーズに基づき進めてください。</p>	<p>道としては、これまでも、難病患者や発達障害者の方々などに対しましては、保健・福祉・医療施策の充実を図るなどその支援に努めきているところです。</p> <p>今後とも、これらの方々などを含め、障害のあるの方々への施策につきましては、障害当事者の方々のご意見などを踏まえ、その推進に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、障害者自立支援法の附則第3条第1項においては、障害者等の範囲について、施行後3年を目途に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、また、衆議院厚生労働委員会の附帯決議においても、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう決議されているところです。</p> <p>道としては、今後の議論の状況も踏まえ、必要に応じ、国に対し意見・要望等を行ってまいりたいと考えています。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 (保健福祉部 疾病対策課)

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	1(1)	難病対策に関しましては、特定疾患治療研究事業など医療費の公費負担をはじめ、居宅生活支援事業や各種相談・検診事業などの在宅療養患者の支援のほか、難病センターの運営、難病関係団体に対する支援などの施策を実施しているところでありますが、今後とも関係者の方々の御意見を伺いながら施策を推進して参りたいと考えております。	
身体、知的、精神障害だけでなく難病や発達障害等、制度の間にある障害者を含めた施策の推進を図るとともに、障害当事者の声とそのニーズに基づき進めてください。			

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部疾病対策課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2-(2)-	<p>現在、国では、利用者負担について「世帯」の範囲の特例、「重度かつ継続」の範囲及び自立支援医療における生活保護移行防止措置など弾力的な設定を行っているところであります。</p> <p>また、所得確認においても、所得税から市町村民税を指標とし、申請手続きの簡素化を図る観点により、申請者の負担の軽減に配慮しているところであります。</p> <p>いずれにいたしましても精神障害者の適正な医療の確保を図るため、治療の中断などにつながらないように市町村窓口において月額上限負担の活用などができるよう利用者の方々への制度周知に努めてまいります。</p>	
<p>精神障害者通院医療費公費負担制度の利用者負担については、精神障害者の所得の実態を踏まえ、治療の中断につながらないように低所得者に十分な配慮を行うとともに、継続的に医療費負担が生じることから利用者負担に上限が設定される「重度かつ継続」に該当する疾病等の範囲についても、実態に応じ弾力的に対応し精神障害者福祉の後退を招かないようにしてください。</p>			

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部疾病対策課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2-(2)-	<p>現在、措置入院者等に対する入院医療費については、国3/4、道1/4の負担割合により公費負担しているところであります。</p> <p>所得に応じて一部負担（所得税額が年額150万円以上の場合、月額2万円負担）が生じますが、実質的には該当者はほとんどなく、費用徴収もほぼ0に近いものとなっております。</p> <p>入院患者に対する権利擁護として、信書の発受（一部制限有り） 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士との電話 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士及び患者又は保護者の依頼により患者の代理人となろうとする弁護士との面会については、どのような場合においても制限を加えられないこととなっております。</p> <p>また、道では、入院患者に対する適切な処遇及び人権に配慮した適正な精神医療の確保を図る観点から、精神病院に対する実地指導を実施しているところですが、実地審査委員（精神保健指定医）の協力を得ながら、より一層入院患者に対する権利擁護の推進に努めてまいります。</p>	
精神障害者の入院実態を把握し負担軽減及び権利擁護を勧めてください。			

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 疾病対策課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2-(2)-	<p>家庭や地域での受け皿が整えば、退院可能な方々の退院を促進することを目的として、平成16年度から2カ年事業として、十勝及び釧路の2つの圏域でモデル事業を実施しています。平成18年度以降は、モデル事業のノウハウを活用して地域での展開を進めていく予定です。</p> <p>また、平成18年4月から施行される障害者自立支援法において、サービス必要量等を見込んだ障害福祉計画を策定することとされております。今後とも、精神障害者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町村や関係機関などと連携を深めながら、精神障害者施策の充実に努めてまいります。</p>	
<p>精神障害者の社会的入院の解消と地域の受け皿となる支援基盤の整備を早急に確立してください。</p>			

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 環境生活部生活文化・青少年室生活振興課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	1 - (2)		
<p>現在、法的根拠をもたないため、国内で障害者と定義されていないため、様々な困難な状況にある人々（性同一性障害、I D D M・インシュリン依存型糖尿病、ユニークフェイスなど）に対する支援を検討してください。</p>		<p>道においては、平成15年に「北海道人権施策推進基本方針」を策定し、道民一人ひとりが人権に関する知識を確実に身につけ、人権問題を自分の身近な問題としてとらえる感性や人権意識を育むことができるよう、ホームページ、新聞等による広報やリーフレットの作成、配付などを行っています。</p> <p>今後も引き続き、互いの個性や人格を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会づくりに向けて、様々な機会を活用し、人権尊重理念の普及啓発に努めて参りたいと考えております。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	1(2)		
<p>(2) 現在、法的根拠を持たないため、国内で障害者と定義されていないため、様々な困難な状況にある人々(性同一性障害、I D D M・インスリン依存型糖尿病、ユニークフェースなど)に対する支援を検討してください。 ～更生医療などの公的医療給付制度の対象及び一部障害者に給付している通院交通費の対象となるよう要望したい。</p>		<p>現行の更生医療については、身体障害者手帳の交付を受けた方を給付対象とし、「疾病、事故、災害等による身体的損傷に対して医療(一般医療)がなされ、すでに治癒(欠損治癒や変形治癒等)した障害者を対象に、日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復、向上、若しくは獲得させることを目的として行うリハビリテーション医療」と定義され、対象疾病の範囲が決められているところですが、障害者自立支援法の施行に伴い、自立支援医療費として再編されることになっております。</p> <p>制度改正に当たっては、当面、対象疾病は更生医療と同じとされておりますが、道としては、現在対象とされていない重度の呼吸器機能障害者に対する在宅酸素療法について給付対象とするよう、国への要望を行っているところであり、要望内容の充実等社会情勢の変化を見極めながら、引き続き必要な要望を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、現在、道としては、じん臓機能障害者の通院に対する交通費の助成を行っていますが、この制度は、じん臓機能障害により身体障害者手帳を交付された方が補助対象者となっており、人工透析のため居住地以外の人工透析医療機関に通院した場合のみ給付されることとなっております。</p> <p>事業発足の趣旨から、対象範囲をじん臓機能障害者以外に拡大することは困難なものと考えております。</p>	



# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	1(3)		
<p>(3) 障害者の課題を個人(医療)モデルではなく社会(生活)モデルとしてとらえ、障害者のエンパワーメントに寄与するとともに、障害者一人ひとりに対して、人間としての尊厳を尊重した施策として進めてください。</p>		<p>道としては、自立と社会参加の観点から、障害のある方々が、自らの選択により、個々のニーズや障害特性、ライフステージなどに応じて、必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう生活支援体制の充実に努めているところです。</p> <p>今後とも、施策の推進にあたっては、障害当事者の方々のご意見を伺い、人権を尊重した取組みに十分配慮してまいりたいと考えております。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	1(4)		
<p>(4) 社会(生活)モデルとして推進するために、障害者の社会活動や参加を進めることを阻む生活上の制限・困難及び障壁を取り除き、障害のない人々と同様に差別や排除されることがなく国際障害者年に提起された「完全参加と平等」を実現していくための社会環境の改善と制度の充実を進めてください。</p>		<p>道としては、障害のある人が生活する環境を整備するという視点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会に存在する偏見や差別をなくすための取り組み</li> <li>・住まいや移動等の環境の改善</li> <li>・手話などのコミュニケーション手段の確保</li> </ul> <p>など、今後とも地域生活を阻む様々な障壁(バリア)を解消していくための施策の推進に努めてまいります。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	1(5)		
<p>(5) 現在、千葉県等で取り組まれているように、北海道においても「障害者差別禁止条例」の制定を検討し、「<u>脱施設</u>」及び「<u>地域生活</u>」の<u>実現を施策の目標としてください。</u></p> <p>下線部は、2(2)と同じ。</p>		<p>道としては、障害や障害のある人に対する差別、偏見などの心のバリアを取り除き、障害のある人となない人が共に支え合って暮らす地域社会づくりに向けて、啓発活動や福祉教育の推進などの取り組みに努めているところです。</p> <p>昨年6月には、障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別禁止が明示されるとともに、差別されることがない社会の実現に向けて、国及び都道府県、国民のそれぞれの責務が盛り込まれたところであり、一方、国連の「障害者差別禁止条約」制定に向けた国の動きや、千葉県などで「障害者差別の禁止」に向けた条例制定の動きもあるところです。</p> <p>道としては、こうした動きなどを踏まえつつ、障害当事者をはじめとする関係者のご意見を伺いながら、差別や偏見のない社会の実現に向けて、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。</p>	

# 要 望 に 対 す る 回 答 要 旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	1 ( 6 )		
<p>( 6 ) 国が実施及び検討する「障害者施策」及び「障害者に関わる施策」については、地方分権及び直接施策の影響を受ける道内の障害者団体の意見・要望等を踏まえた対応としてください。</p>		<p>障害者施策の推進にあたっては、障害当事者はもとより、関係団体のご意見を伺うなど、地域の実情やニーズを把握することは大切なことと考えております。</p> <p>今後とも、各種の機会をとらえ、ご意見・ご要望等をいただきながら、必要に応じ、国に対しても要望していくなど、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(1)	1(6)と同じ。	
<p>2 障害者施策に関する具体的な分野について                      (1)「障害当事者の声」が反映される体制の充実について</p> <p>北海道が障害者施策の新規事業の創設及び既存事業の見直し等、障害に関わる施策の実施にあたっては、障害当事者団体等の関係者へ事前協議の実施等、協働作業として障害者の社会参加の促進及びノーマライゼーション構築に努めてください。</p>			

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(1)		
既存の「北海道障害者会議」及び各種委員会の充実と活用に努めてください。		<p>障害者施策の推進に当たっては、障害のある方々のご意見を反映させるため、北海道地方障害者施策推進協議会や北海道障害者会議などの委員として参加していただいております。今後とも、各種会議等を通じて、障害のある方々のご意見を積極的に伺ってまいりたいと考えています。</p> <p>なお、北海道障害者会議については、事業開始以来、5期10年を経過したところから、平成18年度は休止し、より障害当事者の方々の意見が施策に反映されるような事業のあり方や他の意見反映の手法について、検討することとしております。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(2)		
2 障害者施策に関する具体的な分野について(2)「施設ではなく地域で生活できるための基盤整備の確立」について		<p>障害者自立支援法においては、現行の施設体系を自立訓練や就労移行支援等の地域生活への移行に資する機能を強化するための事業体系に見直すとともに、入所期間の長期化など本来の施設の機能と入所者の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立することとしています。</p> <p>なお、道では、平成17年度から、入所施設の機能転換に向けた自立生活体験型支援として、「地域生活体験モデル事業」、「身体障害者入所施設自活訓練加算モデル事業」の実施とともに、構造改革特区を活用した、小規模・通過型利用を支援する「小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区」や施設利用等について月単位から日単位に拡充する「選べる福祉サービス北海道特区」の展開しているところです。</p> <p>道としては、障害者が地域で生活できる地域社会づくりを目指し、引き続き地域生活移行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。</p>	
	障害者が「施設から地域で生活すること」及び「施設に入ることなく地域での生活の実現」を障害者施策の基本とし、将来的に「脱施設宣言」ができるよう施策を進めてください。		

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2 ( 2 )		
<p>障害等級、種別、制度見直しによる移行時特例によるサービスの不公平をなくすとともに、その障害者が必要としている医療、介護、介助、相談支援、権利擁護、情報提供などに対応した制度の充実及びサービス提供体制の確保に努めてください。</p>		<p>道としては、障害のある方々の生活を支えていく観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人ひとりのニーズや状態に応じた保健医療福祉サービスを提供する体制の整備</li> <li>・ 身近な相談支援体制の整備</li> <li>・ 権利擁護の推進</li> <li>・ 日常生活で求められる情報提供の充実や手話などのコミュニケーション手段の確保</li> </ul> <p>などに努めてきたところであり、今後においても、障害のある方々が必要な支援やサービスの提供を受けることができるよう、その計画的な施策の推進に努めてまいります。</p>	



# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(2)		
<p>今国会で成立されるであろう「障害者自立支援法案」に関して以下の項目を、国へ要望するとともに地方自治体の責任で実施するものについては、北海道の施策に反映してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者一人ひとりの長時間訪問介護など現状の支援費制度で確保されたサービスを後退させることなく、障害者の自己決定と自己選択が保障され地域で自立した生活を実現する施策を進めてください。</li> </ul>		<p>サービスの提供主体となる市町村は、障害福祉計画において必要なサービス量を見込むこととなり、その策定にあたっては、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。</p> <p>道としては、今後示される国の基本方針に基づき、市町村障害福祉計画が、地域のニーズを踏まえ、地域で自立した生活を実現するためのものとなるよう、その策定を支援するとともに、圏域における調整などを行いながら道計画の着実な実施を図るなどして、地域格差を計画的に是正してまいりたいと考えています。</p>	

# 要 望 に 対 す る 回 答 要 旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2(2)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定率(応益)負担は、障害者の生活実態を無視したものであり、家族にも負担が及ぶのはこれまでの障害者施策に逆行し障害者の自立を否定するものです。働きに行っても費用負担が生じることも含めた費用負担の見直しを求めてください。</li> </ul>		<p>利用者には、サービス量と所得に応じた定率負担と、食費や光熱水費の実費負担を求めることとなりますが、負担上限の設定やきめ細かな軽減措置を講じることとされています。</p> <p>また、道としては、利用者が費用負担にあたり、これらの措置を漏れなく適切に受けられるよう、広報等を行うとともに、市町村等に対して十分な説明、周知を図るよう求めているところです。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(2)	1(1)に同じ	
・「谷間の障害者」といわれている難病や発達障害やその他、分け隔てされている障害者のないようにし求めてください。			

# 要 望 に 対 す る 回 答 要 旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2(2)	<p>障害者の就労施策は、大変重要な課題であり、新たな事業体系においても、就労に向けた事業が組み込まれるとともに、障害者自立支援法の附則において、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。</p> <p>道としては、知的や精神に障害のある方の生活面での支援を主とする「地域援助センター」などの就労面での支援機能を強化し、ハローワークなどと連携を密にすることにより、障害者の就労・生活面を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」へと移行させる取組を行っているところであり、福祉と労働の連携強化に努めながら、障害者の自立に向けた就労支援を積極的に行ってまいりたいと考えています。</p>	
<p>・ 障害者の就労施策と所得保障を積極的に推進してください。</p>			

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(2)		
<p>・審査会及びその基準は、障害者の多様な特性とその必要性を踏まえたものとして、障害者団体との合意形成により設置するとともに、障害当事者の自己決定権を尊重し、障害者の参画を保障するものとしてください。</p>		<p>市町村がサービスの支給決定にあたり意見を求める審査会には、中立・公平な立場で審査が行えるものであれば、障害当事者の方を委員として加えることが望ましいとされております。</p> <p>道としては、市町村において、これらも踏まえ適切な審査会体制が確保できるよう、研修会を実施するとともに、利用者本位のサービス提供を行うための相談支援体制の整備が図られるよう、道が設置している総合相談支援センターを活用するなどして、支援してまいりたいと考えています。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(2)		
<p>・個別給付となる「重度訪問介護」「行動援護」の対象者の拡大を行うとともに、地域生活支援事業における「移動支援」が、従前どおり、障害者・児の社会参加と自立生活を維持するため、これまでの水準から低下しないための財源の確保に努めてください。</p>		<p>「重度訪問介護」「行動援護」の対象者については、施行後の状況を踏まえ、国に対し必要な意見、要望を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、「移動支援」については、サービス水準の低下をまねくことがないよう、市町村の障害福祉計画策定にあたり、サービス確保の方策等を検討するよう指導するとともに、国に対して地域生活支援事業の十分な財源確保を要望してまいりたいと考えています。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(2)		
<p>・ケアホームやグループホームは、障害程度別の区分により住む場所を限定することなく、当事者の居住の場の選択権を保障し、障害程度に関わらず共に住み続けることができるようにするとともに、病院や施設の敷地内での設置を認めることなく、従来どおりホームヘルプサービス、ガイドヘルパーの利用ができるようにしてください。</p>		<p>ケアホーム、グループホームについては、介護体制が整っていれば、障害程度に関わらず共に住み続けることができるよう、また、ホームヘルプサービス等の活用については、事業者の責任において、外部委託により提供されることが検討されております。</p> <p>なお、これらの施設敷地内での設置については、現在、検討が続けられているところですが、道としては、障害者の地域移行を進める観点からも、施設敷地外の地域の中での設置が望ましいと考えております。</p>	

# 要 望 に 対 す る 回 答 要 旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2(2)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援医療については、改めて医療を必要とするものの範囲、自己負担のあり方や現状の運用の課題等について検討したのち、制度改革の必要性について検討してください。</li> </ul>		<p>自立支援医療につきましては、平成18年4月1日施行の障害者自立支援法の施行に伴い、現更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの公費負担医療が自立支援医療費として再編されることになっています。</p> <p>制度改革に当たっては、当面、医療の内容は現行どおりとされているところです。</p> <p>道としては、現在、更生医療において対象とされていない重度の呼吸機能障害者に対する在宅酸素療法について、給付対象とするよう、国へ要望を行っているところです。</p> <p>また、新法の施行に当たっては、様々な負担軽減の仕組みを取り入れるなど、所得の低い方々にも配慮がなされていると認識していますが、要望の趣旨を踏まえ、施行状況を見ながら、必要に応じ国に要望するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>	



# 要 望 に 対 す る 回 答 要 旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2(2)	<p>北海道障害福祉計画の策定あたっては、障害当事者も委員として参画している北海道障害者施策推進協議会の意見を聴くこととされていることから、道としては、協議会委員の意見を伺いながら計画策定を進めるとともに、より広く関係者の意見を聴取する方策などについて、検討してまいりたいと考えております。</p>	
<p>・北海道が策定する障害福祉計画及び実施する地域生活支援事業については、「障害当事者団体」など、関係者の意見を十分に聴取して進めてください。</p>			

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部子ども未来づくり推進室

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2-(2)-		
<p>昨年10月の「重度心身障害者医療費助成制度」見直しに伴い、以下の項目を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度見直しによる診療抑制等の把握と深刻な事態が判明した状況への対応を検討してください。</li> <li>・精神障害者も制度を利用できるようにしてください。</li> </ul>		<p>昨年10月（老人医療は8月）からの北海道医療給付事業の見直しは、急速な高齢化の進行や国の医療保険制度改正による事業費の増大、少子化対策など新たなニーズへの対応など、制度を取り巻く環境が大きく変化している中で、福祉施策として今後における制度の安定的な運営を図っていくため、給付や負担のあり方など事業の抜本的な見直しを行ったものであります。</p> <p>その結果、3歳未満児と市町村民税非課税世帯を除き、原則1割の自己負担を求めることとしましたが、受給者の負担が加重とならないよう、自己負担額の月額上限（通院12,000円、入院40,200円）を設け、配慮を行っております。</p> <p>精神障害者を対象にすることにつきましては、事業実施主体である市町村の合意を得ることが困難な状況にあり、昨年の見直しでも対応できなかったところであります。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(2)		
<p>昨年10月の「重度心身障害者医療費助成制度」見直しに伴い、以下の項目を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税課税世帯で常時医療的ケア等を必要とする障害者の生活が危惧されることから、障害に起因した医療行為（人工呼吸器、褥傷など）で現行の制度で対応できないものに対して支援を検討してください。</li> </ul>		<p>現行の更生医療については、身体障害者手帳の交付を受けた方を給付対象とし、「疾病、事故、災害等による身体的損傷に対して医療（一般医療）がなされ、すでに治癒（欠損治癒や変形治癒等）した障害者を対象に、日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復、向上、若しくは獲得させることを目的として行うリハビリテーション医療」と定義され、対象疾病の範囲が決められているところですが、平成18年4月1日施行の障害者自立支援法の施行に伴い、自立支援医療費として再編されることになっております。</p> <p>制度改正に当たっては、当面、対象疾病は更生医療と同じとされておりますが、道としては、現在対象とされていない重度の呼吸器機能障害者に対する在宅酸素療法について給付対象とするよう、国への要望を行っているところであり、要望内容の充実等社会情勢の変化を見極めながら、引き続き必要な要望を行ってまいりたいと考えています。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(2)	<p>障害者施設の整備については、障害者自立支援法に基づき、今後策定される障害福祉計画を踏まえ、新たな障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援等の日中活動に係る各事業の場等について行うこととしております。</p>	
<p>障害者の入所施設を新たに建築することなく、そうした予算は、障害者が地域で生活を送るために必要なサービスの充実に充ててください。</p>			

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(2)		
<p>既存の入所施設については、施設利用者の地域生活移行を進めるとともに障害者の地域生活を支援するサービスを担うものとなるようその機能を見直し、将来的には、現行の施設機能を廃止してください。</p>		<p>障害者自立支援法においては、障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した現行の施設体系を「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、6つの日中活動に再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立することとしています。</p> <p>これにより、入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消することとしています。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部地域福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(3)		
<p>ユニバーサルデザイン(UD)を基本としながらも、それだけでは対応できないバリアフリーも取り入れてください。</p>		<p>道では、『北海道福祉のまちづくり条例』を平成10年4月から施行し、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある方やお年寄り、赤ちゃんを連れた方をはじめ、誰もが気軽にまちに出かけ、建物や道路、公園などを安心して利用することができる「福祉のまちづくり」を進めております。</p> <p>さらに、少子・高齢化が急速に進展していることなどを踏まえ、公共的施設のバリアフリー化に止まらず、交通環境、住環境を含めた生活空間全体のバリアフリー化や、道民の幅広い参加による共に生きる社会づくりといった、地域福祉の推進の考え方を取り入れ、平成15年8月に条例改正を行ったところであります。</p> <p>本条例では、公共的施設等に係る措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン</li> <li>積雪寒冷の気候特性</li> <li>災害弱者への配慮</li> <li>移動の連続性への配慮</li> </ul> <p>などの観点を盛り込んだ、北海道独自の「整備基準」を定め、総合的な「福祉のまちづくり」を推進しております。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部地域福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(3)		
<p>移動環境の整備にあたり、以下の項目を実施してください。</p> <p>・ 車いす利用者の移動は、車いす対応エスカレーターではなくエレベーターの設置を進めてください。</p>		<p>『北海道福祉のまちづくり条例』では、「公共的車両等を所有し、又は管理する者は、障害者、高齢者等が当該公共的車両等を円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。公共交通機関は、自ら所有し、又は管理する公共的車両等について、障害者、高齢者等が他の公共的施設等との間を円滑に移動することができるようにするため、当該公共的施設を利用し、又は管理する者と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定し、総合的な「福祉のまちづくり」を推進しております。</p> <p>具体的には、生活空間全体のバリアフリーを進めるためには、障害者、高齢者等が円滑に移動できる連続性のある整備が必要であり、中でも公共交通機関は、目的施設への移動のための重要な手段となっていることから、公共交通事業者に対し、他の公共的施設等の所有者等と連携し、必要な措置（他の公共的施設等への車両等の運行情報の提供、車両又は、駅舎等における近隣施設の案内等）を講ずるよう努めることについて規定したものです。</p> <p>・ 『北海道福祉のまちづくり条例』では、公共的施設等に係る措置として「整備基準」を定め、総合的な「福祉のまちづくり」を推進しております。</p> <p>具体的には、建築物に多数の者の利用に供する居室を設ける場合、1つ以上の経路については、障害者・高齢者等が円滑に利用できる構造の経路とするよう規定しており、その中で、車いす対応エレベーター（昇降機）を設置するよう整備基準を定めております。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 企画振興部交通企画室交通企画課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(3)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす利用者の乗降及びユニバーサルデザインを進めるため低床バスや2ステップバスではなく、スロープ付きノンステップバスの導入を進めてください。</li> <li>車いす利用者のバスの単独乗車を制限することのないよう、障害者の利用に即した対応を関係方面へ働きかけてください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道バス利用促進等総合対策事業費補助金により、高齢者や身体に障害のある方等が公共交通機関を利用する際に、移動の利便性や安全性の向上に資する事業を対象に、国と市町村と協調し、バス事業者へ補助を行っており、今後も引き続きスロープ付ノンステップバスの導入に支援して参りたいと考えております。</li> <li>障害者の利用に即した対応について、北海道バス協会に要望の趣旨を伝えるとともに、状況の把握に努めて参りたいと考えております。</li> </ul>	



# 要望に対する回答要旨

部 課 名 企画振興部交通企画室交通企画課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(3)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての地下鉄駅へエレベーター設置を進めるだけでなく、車いす対応可能な改札口、適切な点字ブロックの設置、ホームドアや情報提供の電光掲示板やピクトグラフ表示などの設備の設置及び整備を進めてください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道では、札幌市が平成15年度に策定した「交通バリアフリー基本構想」について、「北海道福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿った整備を図るなどの助言を行っておりますが、皆さまからの要望につきましても担当窓口である札幌市交通局に伝えて参りたいと考えております。</li> </ul> <p>【参考】 札幌市交通局「平成17年度交通局実施プラン」等より抜粋</p> <p>エレベーターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度中に全49駅中45駅が設置または着手済み。</li> <li>未着手の駅についても順次整備。</li> </ul> <p>車いす対応可能な改札口設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全49駅中36駅に設置済み(平成17年11月末現在)。</li> <li>残りの13駅についても平成18年度中に設置予定。</li> </ul> <p>誘導用ブロックや音声案内、触知図等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度は麻生駅や新さっぽろ駅など6駅で整備実施。</li> <li>平成22年度までに全駅を整備予定。</li> </ul> <p>ピクトグラフ(絵文字)を用いた案内表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模改修時等において順次整備。</li> </ul> <p>ホームドアの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東西線は平成21年度、南北線は平成25年度、東豊線は平成30年度設置予定。</li> </ul>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部地域福祉課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2 ( 3 )		
<p>障害者の移動の権利を保障し、移動制約者を大きく支援しているSTSが普及し社会的な認知を得られるように、以下の項目を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉有償運送における運営協議会を早期に設置してください。</li> <li>・セダン型特区を早期に申請してください。</li> <li>・運営協議会での申請を円滑に行うための相談指導、講習会の開催等についてNPOに業務委託してNPOによるSTSが普及するようにしてください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道としては、道路運送法第80条に基づき福祉有償運送の許可申請を行うおうとするNPO法人等の所在市町村において、運営協議会が設置・開催されるよう市町村への情報提供を行っているところです。今後とも、引き続き運営協議会が円滑に設置・開催されるよう必要な情報の提供に努めて参ります。</li> <li>・「セダン型特区」については、市町村がそれぞれの判断に基づき申請しており、道内ではこれまで21町村が認定を受けているところです。道としては、市町村においてセダン型特区の申請手続が円滑に進むよう、必要な情報の提供に努めて参ります。</li> <li>・道としては、NPOを対象とする相談指導及び講習会の開催等は行っておらず、当該業務をNPOに委託との要望に応えることはできませんが、これまでも随時申請に必要とされる関係情報の提供等に努めているところです。</li> </ul>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部地域福祉課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2 ( 3 )		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談指導、講習会に当たっては、北海道（札幌市）の施設を無料又は安価な金額で利用提供してください。</li> <li>・ NPO が使用している福祉車輛の保管駐車場所等について公有地を無料又は安価な金額で提供してください。</li> <li>・ 福祉制度として実施しているタクシーチケット、ガソリン補助券等が NPO による STS でも使用できるようにしてください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設については、条例に基づいて使用料の取扱いが定められているものであり、使用料が減免される場合に該当するか否かについては、公共施設を利用する際に当該施設の管理者と相談してください。</li> <li>・ 公有地を管理者の許可を受けて使用する場合、所定の使用料を支払うことが原則ですが、使用料が減額される場合に該当するか否かについては、具体的に公有地の使用許可を申請しようとする際に、当該公有地の管理者と相談してください。</li> <li>・ 道としては、現在、地域政策補助金において、重度障害者（児）の社会参加の促進を図るため、市町村が実施するタクシー助成事業について補助対象としています。なお、この事業は、奨励的補助金として3カ年の時限的補助としているところから、各市町村において地域の実情に応じて独自に交通費助成の制度を設けていると承知しているところです。</li> </ul>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部地域福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(3)		
<p>公共建築物のバリアフリーの推進及び適合マークの交付にあたっては、単なる建築物への外部からのアクセス及びパブリックスペースのみの状況を基準とすることなく、当該公共建築物内で公共的に利用されている飲食店等への出入口のアクセス状況等も加味してください。</p>		<p>北海道福祉のまちづくり条例においては、多数の者が利用する公共的施設の新築等を行うときには、建築主等が知事に対して工事の内容を届け出ることを義務づけており、施設内の店舗の出入口についても、車いす利用者が通過しやすい構造となっていることを適合審査の確認項目としています。</p> <p>したがって、公共的施設が福祉のまちづくり条例の整備基準に適合していることを認定する証票（認定証）の交付にあたっては、当該施設内部の整備状況についても加味しているものです。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 建設部道路計画課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(3)		
<p>歩道の改修及び設置に当たっては、車道側と同じ段差を歩道側に設置すると車いす利用者の乗降が著しく制限されるため、このような改修及び設置はしないでください。</p>		<p>北海道が施工する歩道の改修及び設置に当たっては、段差の解消・歩道勾配の緩和・点字ブロックの設置などを実施し、バリアフリー化を推進しているところです。</p> <p>車道と歩道の境界に設置する縁石は、車両が歩道に乗り上げるのを防止する交通安全上必要な施設であり、また、歩道面の高さを縁石上面より低く施工する歩道構造（セミフラット形式）とすることで、段差が緩和され、平坦部の十分な確保が可能となります。</p> <p>国土交通省が制定した「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（平成12年11月15日建設省告示第40号）では、「交通バリアフリー法」適用による特定経路における歩道構造として、セミフラット形式が原則とされているところです。</p> <p>また、有識者、関係団体、福祉関連に携わる専門家、行政担当者等による懇談会（道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会）で取りまとめられた「道路の移動円滑化整備ガイドライン」（平成13年11月）においても、車椅子利用者、高齢者等の通行に配慮して、歩道等の縦断勾配及び横断勾配を可能な限り緩和するため、セミフラット形式の歩道構造が標準とされているところです。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 教育庁小中・特殊教育課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(3)		
<p>障害児教育は、本人及び親の意向を尊重し、障害のない子と同様に、地域の小中高等学校への通学を、その子の障害を理由に排除及び制限をしないとともに、本人及び親に過剰な負担を強いることなく、安心して通学し学べる環境づくりを進めてください。</p>		<p>市町村教育委員会においては、児童生徒の障害の状態や発達段階、将来の発達の見通しなどについて専門的な見地から調査・審議を行う就学指導委員会の意見を踏まえ、保護者の意向にも配慮しながら、児童生徒に最もふさわしい教育が行われるよう、就学指導に当たっております。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 教育庁小中・特殊教育課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(3)		
<p>障害児教育の充実においては学校内での介助者、医療スタッフの配置が重要ですので、配置計画を作成し早期に進めてください。</p>		<p>道立養護学校の医療的ケアについては、平成15年度からのモデル事業の成果を踏まえ、平成17年度には、新たに道単独の「養護学校医療的ケア体制整備事業」を、看護師を配置している肢体不自由養護学校5校において実施しており、引き続き、必要な児童生徒に対し、安全に医療的ケアが実施できるよう検討して参りたい。</p> <p>また、市町村が児童生徒の介護（介助）業務を行う職員を配置している場合の person 費については、地方交付税により措置されるよう、これまでも国に対して要望しており、引き続き要望して参りたい。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部地域福祉課・障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(4)		
<p>(4)「権利擁護システム(相談・支援)の充実について</p> <p>障害当事者団体、弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会及び行政がネットワークを構築して、障害者の権利擁護を推進する体制の整備を進めてください。</p>		<p>道においては、障害者の権利擁護に係る相談に対応するため、常設相談窓口である「障害者110番事業」を実施しており、必要に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか専門機関への依頼を行うなど、関係者の連携のもとに活動しております。</p> <p>また、現在、北海道社会福祉協議会が実施主体となっていて行っている「地域福祉権利事業」においては、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度に移行するなど、関係機関や関係団体との連携を密にして、要支援者に対する地域生活支援の充実と権利擁護の推進を図っています。</p>	



# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2(4)		
<p>障害者ニーズへの対応及び権利擁護を基盤として、そのライフサイクル全般にわたる相談及び支援体制の確立を進めてください。</p>		<p>道としては、障害者が地域において安心して生活するためには身近なところで相談できる支援体制を構築することが必要であると考えており、今年度から市町村における相談体制の立ち上げ支援等を行うため、14保健福祉事務所圏域に障害者総合相談支援センターを設置することとしたところです。</p> <p>新制度における市町村のサービスの支給決定プロセスにおいても、利用者本位のサービス提供を行うためには相談支援が重要な柱となることから、障害者総合相談支援センター等による、市町村の体制整備への支援を推進してまいりたいと考えています。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 総務部人事課

要 望 項 目	回 答 要 旨	備 考		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">項目番号</td> <td style="padding: 5px;">2(5)、</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(5)「障害者の就労支援」の充実について</p> <p>北海道自らが民間企業へモデルとなるように「障害者別枠採用試験の毎年実施」、「独自雇用率の設定」または「重度障害者をダブルカウントで計算しない雇用率の目標設定」など積極的な障害者の雇用促進と職場環境の整備を進めてください。</p> <p style="margin-top: 20px;">北海道庁において知的障害者及び精神障害者の雇用についての検討を進めてください。</p>	項目番号	2(5)、	<p style="margin-top: 10px;">道としては、ノーマライゼーション社会の実現のため、障害者の雇用促進は重要なことと考えており、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえつつ、これまでも法定雇用率を上回る障害者の雇用に努めてきているところであり、今後も、法の趣旨を踏まえ、適切に対処して参りたいと考えております。</p> <p>なお、障害者を対象とした特別選考試験につきましては、これまでも、競争試験による採用では法定雇用率の確保が困難になると予想される場合に実施してきており、今後におきましても、道における雇用率の状況などを踏まえ、必要に応じ、試験の実施について検討して参りたいと考えております。</p> <p style="margin-top: 20px;">知的障害者の採用につきましては、障害の程度や適した職種などの難しい問題があり、これまで職員としての採用はありませんが、今後におきましても国の動向や他府県の取扱いなどについて、留意して参りたいと考えております。</p>	
項目番号	2(5)、			

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(5)		
<p>重度障害者の就労を進めるために職場内介助者の配置及び通勤手段の確保が極めて重要と考えますが、障害者に関する福祉と労働関係法並びに制度において、公的サービスとして確保されるよう関係機関に要望してください。</p>		<p>重度障害者への職場介助者の配置や通勤対策については、事業主に対する助成制度が障害者雇用納付金制度において設けられているところです。 道としては、労働関係機関との連携強化を図り、制度充実の要望や関係者への周知等に努めてまいりたいと考えております。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 経 済 部 雇 用 対 策 課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2 ( 5 )		
<p>視覚障害者等のワークアシスタント、ジョブコーチ等、障害者雇用を推進する上で有効な国の施策についてハローワークと連携して一般企業への周知を促進するとともに、賃金補填等の期限がきた後も障害者の継続的な雇用が推進されるよう働き掛けてください。</p>		<p>国におきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者に対する職業指導や職業紹介、企業に対する法定雇用率の達成指導を行うとともに、一般雇用への移行を図る「障害者トライアル雇用」や障害者の職場適応を支援する「ジョブコーチ支援事業」などの実施により、障害者雇用の促進並びに就労定着支援に努めているところであります。</p> <p>道におきましても、このような国の施策と連携して、職場適応訓練の実施や障害者雇用優良事業所の知事表彰、障害者雇用に関する広報・啓発事業などを行っているところであり、こうした取り組みを通じ、障害者の雇用の促進に向けた社会的気運の醸成を図ってまいりたいと考えております。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 経 済 部 雇 用 対 策 課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2 ( 5 )		
障害者の雇用を積極的に進めている企業に対して官公需の優先発注等の障害者雇用奨励施策を検討してください。		道としましては、これまで、事業主をはじめとする一般道民の方々を対象として、障害者雇用に関する広報・啓発に努めるとともに職場適応訓練の実施などの施策を行っており、さらに、「障害者雇用促進企業登録制度」により登録された障害者の雇用に積極的に取り組んでいる企業に対して、昨年4月から出納局が行う物品等の調達に係る業者の選定に当たり、できるだけ配慮を行っているところであり、今後とも、これらの施策を有効に活用しながら、国などの関係機関と連携し、障害者の雇用の促進が図られるよう努力してまいりたいと考えております。	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 経 済 部 雇 用 対 策 課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2 ( 5 )		
<p>重度障害者の就労を進めるために職場内介助者の配置及び通勤手段の確保が極めて重要と考えますが、障害者に関する福祉と労働関係法並びに制度において、公的サービスとして確保されるよう関係機関へ要望してください。</p>		<p>重度障害者の就労につきましては、通勤や移動、体力等の問題により、極めて困難な状況にあると認識しておりますが、道としましては、ご指摘の点を踏まえ、重度障害者の職業的自立が促進されるよう、国などの関係機関と連携し、事業主等に対する広報・啓発を通じ、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(6)		
<p>障害者福祉行政を担当する職員が、障害者の生活実態を踏まえた対応や各種施策に対する認識の向上及び障害者とその家族への対応を向上するために職員自らが障害の疑似体験をしたり、ボランティア休暇を活用して障害者の生活のサポートを経験することを研修(必修)等により実施してください。</p>		<p>道としては、障害のある人の意見の反映やニーズに配慮しながら、今後とも、障害者施策の立案及び推進に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>( 職員の研修・休暇への対応については、当部所管外 )</p>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部地域福祉課・障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(6)		
<p>補助犬の飲食店、宿泊施設等への同伴や点字ブロックへの自転車放置及び障害者、高齢者等のエレベーターの利用等に関する理解及びマナー向上に向けた社会的な啓発を進めてください。</p>		<p>国においては、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日～12月9日までを「障害者週間」として設定し、全国的に障害のある人とのふれあい・交流をテーマとした体験作文やポスターの募集を通じ、障害や障害のある人に対する理解の促進を図る取り組みが行われているところです。</p> <p>また、道としても10月23日を「道民福祉の日」として位置づけ、福祉のまちづくり推進事業の中で「道民福祉の日」普及啓発用ポスターの作成や福祉のまちづくりコンクールを開催するなど各種行事を開催し、情報媒体についても広報誌、テレビ、ホームページなどを活用し啓発に努めているところですが、今後とも障害者への理解とマナーの向上について推進を図ってまいりたいと考えています。</p>	



# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部地域福祉課・障害者保健福祉課

要望項目		回答要旨	備考
項目番号	2(6)		
<p>社会的な啓発の推進に当たっては、一般道民、市民については、もちろんですが、特に教育現場や宿泊施設、飲食店、交通機関等といった公共サービスを担う企業、団体については、関係機関と連携して進めてください。</p>		<p>障害に対する理解の促進については、幼少時から交流体験を通じた福祉教育の充実や地域で企画される各種行事、学校での交流、ボランティア活動の体験参加などが大切であり、幅広い年代の道民が心のバリアフリーについて、体験を通じて考えたり、情報を得られる機会の拡大を図るなど、今後とも関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、福祉のまちづくりの推進にあたっては、国、道、市町村、道民及び関係機関が一体となって福祉のまちづくりを推進することを目的として設置された北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会の場で協議しながら、建築、経済、金融、交通、福祉、医療など各分野の企業や団体との連携の下に、各種施策を進めていきます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>福祉のまちづくりの定義</p> <p>障害のある方やお年寄りなどをはじめとするすべての道民が、日常生活等における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができるとともに、共に支え合い、自立した生活を送ることができる地域社会づくりをいう。</p> </div>	

# 要望に対する回答要旨

部 課 名 保健福祉部総務課

要 望 項 目		回 答 要 旨	備 考
項目番号	2 - ( 7 )		
<p>( 7 ) 福祉関連予算の確保について</p> <p>福祉予算が厳しく抑制されている一方で、北海道新幹線や札幌～大通公園の地下通路などの大規模な公共事業が計画されていますが、こうした事業の見直しをして、もっと道民、市民の生活に直結した福祉、医療、教育などのサービスやバリアフリーを目指す施設整備などへの予算を充実してください。</p>		<p>道では、極めて厳しい財政状況にあることから、「選択と集中」の観点に立って、限られた財源の中で、事務・事業の見直しなどを行い、平成18年度予算編成に当たっているところですが、特に、道民にとって身近な保健医療や福祉施策の充実が図られるよう、効率的で効果的な事務・事業の執行や地域の社会資源等を活用した施策の推進に努めてまいりたい。</p>	